

『大山日ノ丸証券の約款・規定集』一部改定のお知らせ

以下のとおり「大山日ノ丸証券の約款・規定集」を一部改定いたします。詳細につきましては新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

(2023年12月1日より適用[下線部改訂])

「最良執行方針」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right; margin: 0;"><u>2023年12月1日</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p>(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の金融商品取引所市場への注文取り次ぎについて契約を締結している者を経由して国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTSへの取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎま</p>	<p style="text-align: right; margin: 0;"><u>2018年4月1日</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p>(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の金融商品取引所市場への注文取り次ぎについて契約を締結している者を経由して国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTSへの取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（<u>当社の本店の店頭でご覧いただけます。</u>）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>なお、選定した具体的な内容は、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えします。</p> <p>ただし、次の場合には、選定された金融商品取引所市場（選定市場）に取り次ぎがない場合があります。</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとっても最も合理的であると判断いたします。</p> <p>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断いたします。</p> <p><u>なお、PTS（私設取引システム）を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、このような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があります、これによりお客様にご負担いただく手数料等を引き上げる必要が生じるものと考えています。当社では、システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の負担が増大することによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたします。</u></p>	<p>いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。</p> <p>なお、選定した具体的な内容は、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えします。</p> <p>次の場合には、選定された金融商品取引所市場（選定市場）に取り次ぎがない場合があります。</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとっても最も合理的であると判断いたします。</p> <p>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>（ 新 設 ）</u></p>